



祝 辞

鹿児島地方法務局長 新井 浩 司

本日ここに、鹿児島県司法書士会定時総会が盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。

会員の皆様には、平素から、不動産登記、商業・法人登記、供託手続等の、法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

司法書士制度は、国民の権利擁護に対する皆様の崇高な理念とたゆまぬ御努力によって、充実・発展を遂げられ、国民の高い評価と信頼を得ております。

貴会におかれましても、会長様を始め、役員の皆様の熱意と、会員の皆様の献身的な御尽力により、御発展を遂げられているところであり、その熱意と御尽力に対し、深く敬意を表するものであります。

先ほど、長年にわたり、司法書士の業務に精励された皆様に対し、日本司法書士会連合会会長、鹿児島県司法書士会会長から表彰がされ、また、福岡法務局長及び当職からも、法務行政の円滑な推進に寄与された方々に対しまして、表彰をさせていただきました。

受賞されました皆様方のこれまでの御功績に対し、改めて敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。今後とも健康に御留意され、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

さて、本日は、せっかくの機会ですので、法務局が直面しております諸課題のうち、皆様に直接関係のある直近の事項について、御紹介とお願いをさせていただきます。

一つ目は、相続登記の促進と法定相続情報証明制度についてです。

相続登記の促進につきましては、本年2月1日に、貴会と鹿児島県土地家屋調査士会と連携協力して、『未来につなぐ相続登記』推進プロジェクトを立ち上げ、各種の周知・広報活動を行っているところです。貴会と鹿児島県土地家屋調査士会との共催により、「相続登記に関する相談所」も開設しております。本年度も、相続登記の更なる促進のため、引き続き同様の周知・広報活動、相談所の開設を実施してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、相続登記促進のための施策の一つとして、5月29日から、法定相続情報証明制度の運用が開始されます。この制度は、法定相続人は誰かということ登記官が証明するものであり、登記のみならず、広く社会一般の取引に活用されることを想定しております。あわせて、この制度の利用者に、窓口等で直接相続登記の申請を促すことにより、相続登記が促進されることをも期

待するものであります。

皆様におかれましても、この制度を積極的に活用していただき、あわせて、相続登記の促進にも御尽力いただきますようお願い申し上げます。

二つ目は、オンライン申請の利用促進についてです。

皆様の御協力により、当局のオンライン申請率は年々向上してはおりますが、なお全国平均を下回っている状況にあります。オンライン申請の利用拡大により、登記事務の効率化を図ることは、厳しい定員事情にある法務局にとっては、最重要の課題であると考えております。

法務省及び当局といたしましても、オンライン申請の更なる利用促進に向けて、利用者メリットの拡大や利便性の向上等に引き続き取り組んでまいりますので、皆様におかれましても、オンライン申請の利用につきまして、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

三つ目は、商業・法人登記に係る法令の改正についてです。

昨年10月1日に、商業登記規則等の一部が改正され、登記申請の添付書類として、主要な株主リストの提出を求めること、また、商業登記簿等の附属書類の閲覧請求に当たっては、利害関係を証する書面の提出を求めることとされました。

これから株主総会の時期を迎えるに当たり、今後、商業登記の申請をされる機会も増えると思っておりますので、申請等に当たりましては、これら改正の内容に御留意いただきますようお願い申し上げます。

また、本年4月1日には、社会福祉法の一部が改正され、全ての社会福祉法人の役員変更登記が必要となっておりますので、この点につきましても、御留意いただきますようお願い申し上げます。

以上、3点ほど申し上げさせていただきましたが、登記行政を取り巻く情勢は、時代の要請により多様化してきており、種々の課題が山積しております。これらの諸課題への取組及びその解消は、司法書士の皆様の御支援と御協力なくして達成できるものではありません。

皆様におかれましては、今後とも、その専門性を遺憾なく発揮されて、適正な司法書士業務に御留意され、司法書士制度の更なる発展に努められますとともに、法務行政への引き続きの御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、鹿児島県司法書士会の更なる御発展と会員の皆様の御隆盛・御健勝をお祈りいたします。祝辞といたします。



式 辞

鹿児島県司法書士会会長 上前田 和 英

本日ここに、鹿児島県司法書士会平成29年度の定時総会式典を執り行うにあたり、会長として、一言ご挨拶申し上げます。

先ず、公私ともご多忙にも関わらず、ご臨席を賜りました、元法務大臣・衆議院議員 保岡興治 様、鹿児島地方法務局長 新井浩司 様をはじめ、関係機関・関連団体の代表者・役員であるご来賓各位におかれましては、平素より当会並びに当会の会員に対しまして、温かいご指導ご鞭撻を賜っております事、心より感謝申し上げます。

本定時総会式典におきまして、「福岡法務局長・鹿児島地方法務局長」から表彰がなされます。また、「日本司法書士会連合会会長」及び「当職」からも表彰をさせていただきます。

それぞれの表彰を受けられる会員は、司法書士として永きにわたり業務に精励され、地域や当会の事業参加を通し、貢献を続けてこられた方々です。

受章者各位の御努力と、御功績に対し深く敬意を表しますと共に、心からのお慶びを申し上げます。今後とも健康にご留意の上、ますますのご活躍を祈念申し上げます。

本日はせっかくの機会ですので、ご来賓の皆様方に、鹿児島県司法書士会の現状をご披露申し上げます。

当会の会員数は、本年4月1日現在において、個人会員326名・法人会員6事務所となっております。昨年の同時期より18名の増加となっております。

次に、当会の主な事業活動の一部をご紹介します。

まず、相談事業部における事業の一環として、鹿児島市において毎月第2・第3土曜日に面談による「無料相談会」、毎週月曜日と水曜日に電話による「無料相談会」を実施し、大隅地区では志布志市において毎月第1・第3火曜日に面談による「無料相談会」、錦江町では毎週月曜日に面談による「無料相談会」を実施し、甑島において、毎月第4土曜日に面談による「無料相談会」を実施するとともに、離島を中心に「巡回無料相談会」を実施しております。

また、各種相談会・研修会等への講師・相談員の派遣事業にも積極的に取り組んでいるところです。

続きまして、制度広報・社会貢献の一環として、「高校生のための消費者教育教室」を平成9年度より継続開催しており、昨年度は県内30校で延べ人数3,763名の高校生を対象に、消費者教育入門講座を実施しております。

また、5年目になりますが「小学生のための法律教室」を紙芝居等を利用した形式で開催し、昨年度は県内3校で延べ7クラスの児童を対象に実施しております。

このように、市民・行政・地域からの「司法書士の社会資源」としての役割に対する期待は非常に大きく、当会として、今後もこれらに十分に対応し得べく努力していく所存であります。

それでは、先程総会において承認されました、当会の平成29年度の事業計画の骨子をご説明申し上げます、皆様方のご理解を賜りたいと思います。

本年度は、次の5つの重点項目を掲げました。

第1は「司法書士執務の変遷と司法書士制度への対応」です。

不動産登記・商業法人登記分野においては、法改正情報や実務上の留意点等についてメール配信・当会ホームページの会員専用ページを活用しタイムリーな情報提供を行っていきます。

裁判業務分野においては、一般民事事件・家事事件について会員が積極的に事件を受託できるよう研修会の開催等を通じて執務水準の向上を目指していきます。

また、5月29日に施行される「法定相続情報証明制度」等、司法書士を取り巻く制度の改正等について、積極的な情報提供を行っていきます。

第2は「司法書士業務の執務規範の確立」です。

成年後見業務を含んだ財産管理業務分野においては、その業務の前提となる理論のほか、業務の範囲についての研修会を実施し、併せて執務規範の確立及びその徹底のため、司法書士倫理に関する研修会を実施し、繰り返し会員にその周知を図っていきます。

また、研修の未履修が著しい会員に対しては、指導を行っていきます。

第3は「制度広報の充実」です。

先程、制度広報事業の一環としてご紹介しました、「高校生のための消費者教育教室」においては、昨年度実施した教室が写真付きで南日本新聞に掲載され、またMBCラジオにおいても、当会会員が5日間に亘り出演し、「身近な暮らしの中の法律家」である司法書士をアピールすることができ、この上ない制度広報であったと思われま。

今年度も「高校生のための消費者教育教室」「小学生のための法律教室」等を積極的に実施するとともに、全面リニューアルしたホームページを活用し、制度広報の充実を図っていきます。

第4は「司法過疎対策と社会貢献活動」です。

リーガルサービスの提供機会の地域間における偏重を解消するため、司法書士がその担い手と

して十分に役割を果たし得るよう、司法書士総合相談センターの運営や巡回相談会を含む各種相談会の開催を、積極的に行っていきます。

また、消費者問題・経済的困窮者の法的支援において、行政機関や関連団体と連携・協働し、国民の権利擁護に努め、空き家・所有者不明土地問題・相続登記推進プロジェクトへの参画、並びに「高校生のための消費者教育教室」「小学生のための法律教室」を開催していくとともに、講師派遣要請にも積極的に対応していきます。

第5は「ペーパーレス化の検討」です。

各種事業や研修に関する資料のペーパーレス化を推進するため、その方策や問題点について検討し、将来的には、完全ペーパーレス化を実施していく方向です。

以上が、平成29年度の重点項目の骨子になります。

私は、鹿児島県司法書士会の会員一同とともに、司法書士としての使命を自覚し、国民の権利擁護に寄与するため、不断の努力を続けて行く所存であります。

最後に、本日もご臨席のご来賓各位におかれましては、今後とも当会並びに当会会員に対するご指導ご鞭撻の程重ねてお願い申し上げ、また皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の式辞とさせていただきます。

平成29年5月20日

鹿児島県司法書士会平成29年度定時総会議事録

日 時：平成29年5月20日（土）午前10時から午後3時15分まで
場 所：ホテル パレスイン鹿児島（鹿児島市樋之口町8番2号）
会 員 総 数：332名
出席会員数：303名（内、委任状出席183名）
欠席・未着：29名（欠席23名、未着6名）

喜山修三副会長より開会宣言があり、物故者黙祷の後、上前田和英会長が開会の挨拶を行った。

議 事

上記のとおり出席があり、中村祐貴理事が司会者となった。司会者は、鹿児島県司法書士会総会会議規約（以下、総会会議規約とする。）第8条による議長の選出に関する職務として、議長の指名を司会者一任としたい旨を述べ、議場はこれを承認した。執行部は霧島支部松菌圭会員を議長に指名した。



議長は、挨拶の後、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおり出席を確認し、本総会は適法に成立している旨を宣言した。引き続き、議長は、受任者は委任された会員の議決権も併せて行使し、採決時には起立の上、挙手をする旨、議長の議決権については鹿児島県司法書士会会則（以下、会則とする。）第44条第1項但書により、可否同数の時のみ議長が決する旨を説明した。また、議長は、議長たる松菌圭会員個人に委任された5票については議決権を行使しない旨を述べ、議場はこれを承認した。

議長は、総会会議規約第10条第1項により、鹿児島支部直井圭介会員を副議長に指名した。会則第48条及び総会会議規約第18条により、議長は、鹿児島支部坂本秀一朗会員、鹿児島支部竹之下真哉会員を議事録署名人に指名した。

議長は、会期及び議事日程案を執行部に求め、加藤久佳総務部長理事は、会期については平成



29年5月20日午前10時16分から午後4時までとし、議事日程は総会資料47頁のとおり、日程第4報告第1号から日程第19議案第15号までとし、報告第1号、議案第1号から議案第15号まで一括上程し、その後一括して質疑応答を行った後、討論があれば行い、その後、議案ごとに採決を行いたい旨を提案した。議場はこれを承認した。

議長は、質疑・討論については指定の通告書を使用し、議案ごとに質疑内容を記載し、受付箱に提出する旨、総会会議規約第43条における通告書提出の締め切りは原則として午後1時30分までとする旨、それ以降の質疑も時間の許す限り受け付けるが、締め切り時間までに通告書を提出した方を優先する旨、質疑・討論等の時間は原則3分とする旨、議案ごとに質疑を優先し、討論は採決前に行う旨、通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨を説明した。



引き続き、議長は、議事運営委員長である鹿児島支部日高千博会員に通告書の記載について説明を求めた。

議事運営委員長は、総会会議規約第60条に基づき設置された議事運営委員会の委員として、鹿児島支部児玉邦宏会員及び鹿児島支部田中和俊会員を紹介し、通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨、総会会議規約第45条により、質疑の回数は原則1議題につき1人1回と規定されている旨、曖昧な記載の質疑や一問一答方式となる質疑は控える旨を説明した。

【議案提案】

日程第4 報告第1号 平成28年度事業報告

日程第5 議案第1号 平成28年度一般会計収入支出決算承認の件

日程第6 議案第2号 平成28年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

まず、執行部から平成28年度会務執行について総括報告があり、その後、各部の事業報告が総会資料に基づき詳細になされた。

引き続き、平成28年度一般会計収入支出決算報告及び平成28年度調停センター特別会計収入支出決算報告が総会資料に基づき詳細になされた。

その後、議長は、監事に監査報告を求めた。

山田幹哉監事は、監査の結果、計算書類は公正妥当な会計処理がなされており、財務状況が適正に表示されていることを認める旨を報告し、監査報告書に基づき監査意見を述べた。

日程第7 議案第3号 役員等選任の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、現在の鹿児島県司法書士会の役員、綱紀調査委員、日本司法書士会連合会代議員の全員は、会則第29条、同第53条第4項の規定により本総会終結と同時に任期満了退任するので、会則第28条、同第53条第6項、鹿児島県司法書士会役員等選任規約（以下、役員等選任規約とする。）の各規定により、役員等選任規約第2条第1項の役員のうち同第5条に定める特例選考により選任する役員として会長1名、副会長2名、理事10名、監事2名、同第2条第2項に定める選考により選任する役員として予備監事2名、綱紀調査委員12名、日本司法書士会連合会代議員4名を選任する旨を提案した。



引き続き、議長は、木藤行雄選挙管理委員長に選挙管理事務の報告を求めた。

選挙管理委員長は、会長について選挙告示に応じて立候補したのは鹿児島支部の上前田和英会員のみで、役員等選任規約第25条により無投票当選した旨、副会長、理事、監事については立候補がなかったため、同第5条に定める特例選考により選任する旨を報告した。

議長は、役員等選任については選考委員会による選考を要し、役員等選任規約第29条により選考委員の選任が必要であるため、同第29条第2項により本総会の承認を得て議長が選考委員を指名する旨を説明し、選考委員11名を選任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。議長は、選考委員に下記の者を指名し、総会の承認を求めたところ、満場一致をもって承認された。

鹿児島支部	内田大介	鹿児島支部	佐俣周平	鹿児島支部	新山隆志
南薩支部	内田幸作	川内支部	市来洋一	出水支部	上屋泰弘
霧島支部	小池信一	大隅支部	中屋久志	鹿屋支部	壺崎健一
熊毛支部	牧佐嘉英	大島支部	木村昭一郎		

選挙管理委員長は、午前11時18分から別室にて選考委員会を開催する旨を宣言した。



(休会 午前11時35分から再開)

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会会費減免規約制定の件

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約一部改正の件

日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約一部改正の件

日程第12 議案第8号 鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約一部改正の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、綱紀調査委員会の委員について、除斥の事由が存する場合又は被審査会員からの忌避の申立てがなされた場合の決議の規定及び自ら職務を回避する場合の規定について、日本司法書士会連合会（以下、日司連とする。）において司法書士会会則基準が一部改正されたため、本会においても会則を一部改正する旨、さらに、鹿児島県司法書士会会費減免規約（以下、会費減免規約とする。）を制定するに伴い会則を一部改正する旨を総会資料に基づき説明し、提案した。



引き続き、執行部は、会員の出産、育児に関しても会費の減免等の対象になることを明文化した会費減免規約を制定することについて総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、第三者の利益を害するおそれやその他正当な事由がない限り、被審査会員は綱紀調査委員会に対し、「調査内容通知書」に記載された資料の閲覧を請求できる旨の規定を設けるため、鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約を一部改正する必要がある旨を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、理事会の構成員又は参与員について、除斥の事由が存する場合又は被審査会員からの忌避の申立てがなされた場合の決議の規定及び自ら職務を回避する場合の規定について、日司連において注意勧告運用規則基準が一部改正されたため、本会においても鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約を一部改正する必要がある旨、さらに、日司連が注意勧告事案について公表しないこととしたため、本会においても同様の改正をする必要がある旨を総会資料に基づき説明し、提案した。



引き続き、執行部は、理事会の構成員又は参与員について、除斥の事由が存する場合又は被審査会員からの忌避の申立てがなされた場合の決議の規定及び自ら職務を回避する場合の規定について、日司連において懲戒処分の量定意見に関する運用規則基準が一部改正されたため、本会においても鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約を一部改正する必要がある旨、さらに、決議書への署名押印の規定を設ける旨を総会資料に基づき説明し、提案した。



日程第13 議案第9号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部との業務委託契約承認の件

日程第14 議案第10号 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの業務委託契約承認の件



議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、鹿児島県司法書士会鹿児島支部との業務委託契約について、事務委託料の見直しを行い、再度契約を締結した旨を総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

引き続き、執行部は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、リーガルサポートとする。）との業務委託契約について、事務委託料の見直しを行い、再度契約を締結した旨を総会資料に基づき説明し、提案した。

日程第15 議案第11号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員（会員でない委員）選任の件

日程第16 議案第12号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員の予備委員選任の件

執行部は、会則第53条第5項、同第7項により、綱紀調査委員に会員のほか学識経験者を選任する必要がある旨を説明し、次の委員の選任を求めた。

弁護士 新納幸辰

引き続き、執行部は、会則第53条の2第1項、同第3項により学識経験者として次の予備委員の選任を求めた。

弁護士 西菌亮一

日程第17 議案第13号 平成29年度事業計画決定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成29年度事業計画について、総会資料に基づき各事業部の具体的事業計画を詳細に説明し、提案した。



日程第18 議案第14号 平成29年度一般会計収入支出予算決定の件

日程第19 議案第15号 平成29年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成29年度一般会計収入支出予算及び平成29年度調停センター特別会計収入支出予算について、総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

(休会 午後1時00分から再開)

【質疑】

議長は、提出議案の質疑に入った。

※質疑の内容は省略

【採決】

議長は、全ての質疑が終了した旨を確認し、討論通告書の提出もないため、引き続き、議案ごとの採決に入る旨を宣言した。

議長は、執行部に対し、改めて出席状況の報告を求め、執行部より、司法書士会員332名中309名出席（内委任状出席184名）している旨の報告がなされた。

議長は、日程第8議案第4号は特別決議が必要な議案である為、会則第46条の定めにより出席司法書士会員議決権の3分の2以上である206名の賛成、その他の議案については会則第44条第1項により出席司法書士会員議決権の過半数である155名の賛成により議案は承認可決する旨を説明し、採決に入った。

日程第5 議案第1号 平成28年度一般会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第6 議案第2号 平成28年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会会費減免規約制定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第12 議案第8号 鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第13 議案第9号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部との業務委託契約承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第14 議案第10号 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの業務委託契約承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第15 議案第11号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員（会員でない委員）選任の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、



全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第16 議案第12号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員の予備委員選任の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。



日程第17 議案第13号 平成29年度事業計画決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第18 議案第14号 平成29年度一般会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第19 議案第15号 平成29年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第7 議案第3号 役員等選任の件

議長は、選挙管理委員長に選挙委員会の選考結果の報告を求めた。

選挙管理委員長は、選考委員会の選考結果を次の通り議場に報告し、当選人挨拶の後、直ちに当選人に当選証書を交付した。

副会長：田畑正明 日高千博

理事：池田浩明 内田雅之 加藤久佳 中村祐貴 三角悦久 宮内達郎
森邦也 中村直康 福田英人 新丸和博

監事：藏園真一 宮脇伸舟

予備監事：岩尾昌朗 梅垣晃一

綱紀調査委員：喜山修三 児玉邦宏 二階堂稔 鎌田哲也 上畠貞子 上野牧門
児島亮介 松蘭圭 益崎広樹 桂たえ子 國師博文 遠矢隆一

日司連代議員：田畑正明 日高千博 中村直康 田中和俊

以上をもって本総会の議事日程は全て終了し、田畑正明副会長は閉会を宣言した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成する。

平成29年 5月20日

鹿児島県司法書士会定時総会

議 長 松 蘭 圭 ㊟

議事録署名人 坂 本 秀 一 朗 ㊟

議事録署名人 竹 之 下 真 哉 ㊟



平成29年度事業計画案

第1 総論

昨年度は、4月14日、同月16日の両日において熊本県熊本地方を震央とする震度7クラスの大地震が発生し、大きな被害をもたらした。情報収集のため現地避難所等へ会員を派遣し、九州ブロック司法書士会協議会が主催する震災電話相談を担当した。今後も震災電話相談等を通じて市民救援活動を継続していく。また、引き続き大規模な自然災害に対し、迅速な対応をとれるよう備えを十分にしておく必要がある。

昨今、さまざまな分野において規制緩和やIoTや人工知能に代表される情報技術の導入が加速度的に進められている。その結果、個人が多種多様な情報を入手することが容易になるとともに、社会における既存の制度や構造の大きな変化が予想される。司法書士を取り巻く環境においても決して例外ではなく、執務意識や執務環境の変革が迫られることになる。そうした中であって、多様化した社会における法的需要に対し、司法書士が高度な専門性を有し、執務規範（倫理）を確立し、柔軟かつ的確に伝えていくことができなければ、司法書士法の改正は難しく、さらには司法書士制度そのものの存続が危ぶまれることになる。

これらのことを十分に自覚し、その期待されている役割を果たしていくために、以下の重点課題に取り組む。

1. 司法書士執務の変遷と司法書士制度への対応

不動産登記、商業法人登記分野においては、法改正情報や実務上の留意点等についてメール配信、当会ホームページの会員専用ページを活用し、タイムリーな情報提供を行うとともに、必要に応じて研修会を開催する。

裁判業務分野においては、積極的に事件を受託できるよう研修会の開催等を通じて執務水準の向上を目指す。また、鹿児島簡易裁判所との意見交換会についても実施する。

本年5月29日に施行される法定相続情報証明制度をはじめとする司法書士制度に関連する法改正等について積極的な情報提供を行う。また、司法書士制度の充実発展には、会員の会への帰属意識は欠かせないため、本会事業・運営への積極的参加を促す。

なお、民法改正や司法書士法改正についての新たな動きにも対応していく。

2. 司法書士業務の執務規範の確立

近年、財産管理業務分野において横領等の不祥事が発生していることから、研修の未履修が著しい会員に対する指導を行っていく。また、執務規範の確立とその徹底のため、研修会の開催をしていく。

3. 制度広報の充実

ホームページ等を活用し、司法書士制度及び本会の活動に対する市民の理解を深めてもらうため、相談会等の事業や本会が行っている社会貢献活動の広報に努める。

また、行政機関・報道機関を通じた事業告知を積極的に行っていく。

4. 司法過疎対策と社会貢献活動

地域間におけるリーガルサービス提供の偏重を解消するため、司法書士がその担い手として十分に役割を果たし得るよう、司法書士総合相談センターの運営や巡回相談会の開催、南大隅地区司法書士法律相談センターの運営及び甑島における定例相談会を開催していく。

また、消費者問題、経済的困窮者の法的支援において、業務開始から10年を迎えた法テラスや関連団体、行政機関等と連携・協働し国民の権利擁護に努める。

具体的な社会貢献活動として、空き家・所有者不明土地問題等への対応、「未来へつなぐ相続登記」推進プロジェクトへの参画、各種相談会の開催及び協力、高校生のための消費者教育教室の開催、小学生のための法律教室の開催等を行っていく。

5. ペーパーレス化の検討

各事業におけるペーパーレス化を推進するため、その方策や問題点について検討する。

6. 司法書士制度等への対応

司法書士制度の現状と課題や司法書士法改正に関する動向について会員の関心を喚起するため、積極的に情報提供を行う。また、司法書士制度の充実発展には、会員の帰属意識は欠かせないため、本会事業・運営への積極的参加を促す。

第2 経常事業

1. 総務部所管事業

会則第60条

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印，その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受，発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (11) 業務賠償責任保険に関する事項及び会業務賠償責任保険
- (12) その他他の部の所掌に属さない事項

【主な事業】

(1) 綱紀問題・執務指導

本年度も現状の綱紀調査委員数を維持し、綱紀事案に対応していく。

(2) 非司法書士問題への対応

法務局からの調査委嘱に対しては、支部に協力して対応していく。

非司行為に関しては、非司排除委員会を活用し対応していく。

(3) 紛議調停制度の活用

当制度の利用が相当と思われる事案には、その当事者へ紛議調停制度を説明し、紛争解決としての利用を促す。

(4) 関係機関及び関連諸団体への対応

現状の各団体との協力体制を継続する。

鹿児島専門士業団体協議会主催の無料相談会は定例化し、地方自治体との災害時の対応に関する協定制定や士業以外の団体と協力する動きもあり、それらの状況を見据え、必要に応じて対応する。

一般社団法人公共嘱託登記司法書士協会、日本司法支援センター鹿児島地方事務所、株式会社司調センターへの人員派遣を継続し、周辺諸団体との関係強化に努める。

(5) 執務のIT環境への対応とペーパーレス化の検討

IT（情報技術）を利用した会内の情報伝達を促進する。

会員の執務に関するIT環境の変化に対応できるよう情報の収集と分析、伝達に努めるとともに、各事業におけるペーパーレス化を検討する。

(6) 会則等改正の検討

日本司法書士会連合会の規則等変更や本会の運営、会員の執務に必要な場合にその状況に応じて必要な会則等改正を検討していく。

(7) その他

鹿児島家庭裁判所より不在者財産管理人、相続財産管理人等の推薦依頼が今後も増加することが予想されるので、適切に対応できる方策を検討する。

業務賠償保険の任意部分の加入を推進する。

2. 経理部所管事業

会則第61条

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

【主な事業】

(1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

(2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び平成29年度予算に基づき特定資産の積立を実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

3. 企画部所管事業

会則第62条

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項

【主な事業】

(1) 総合研究委員会における事業

本会内のシンクタンクとして、本年度は次の分野に関する部会を設置して、法律制度・法律実務・司法書士執務等について総合的に研究を行い、研修会その他の機会において会員に対する情報提供等を行っていく。

第1部会 不動産登記研究部会

第2部会 商業法人登記研究部会

- 第3部会 家事事件研究部会
- 第4部会 民法改正研究部会（休部）
- 第5部会 経済的困窮者支援研究部会（休部）
- 第6部会 財産管理業務研究部会（休部）
- 第7部会 相談技法研究部会（仮称）

(2) 鹿児島県司法書士会調停センター運営

ADR委員会を調停センターの運営をサポートする機関として機能させていく。会員、関係団体に対するリーフレットの配布や本会ホームページなどを利用した広報を通じて、調停申し込み受託を目指す。

また、調停実施者養成研修会の受講を推進し、調停実施者の養成を図る。

(3) 裁判業務受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした研修会を企画し、受託推進を図る。

また、鹿児島簡易裁判所との意見交換会を通じ、会員の裁判業務に資するよう情報提供等を行っていく。

(4) 小学生のための法律教室の開催

昨年度に引き続き、小学生のための法律教室を開催する。また、法教育推進委員会を中心として、講師養成方法の検討及び新しい教材の研究を行う。

4. 相談事業部所管事業

会則第64条の2

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士総合相談センターの運営

- ① 鹿児島市（司調センター）における固定相談会
 - 毎月第3土曜日 午後1時～午後4時（面談）
 - 毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）

② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営

志布志市役所と共催事業であり、受付・広報・場所は市役所側で対応。

イ) 志布志市役所 本庁本館

毎月第1火曜日 午後1時～午後3時

ロ) 志布志市役所 志布志支所

毎月第3火曜日 午後1時～午後3時

③ 巡回相談会

司法過疎地域での司法アクセス確保のために実施する。

④ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦

鹿児島専門士業団体協議会の相談会

多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会

法務局・鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会等が実施する相談会

(2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営

毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）

② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）

甕島において毎月1回定期的に行う。

第4土曜日 午前11時～午後3時

偶数月 薩摩川内市役所里支所

奇数月 長浜地区コミュニティセンター

③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加

(3) 日本司法支援センター（法テラス）への参画・他機関との情報交換

① 法テラス鹿児島地方事務所の運営に参画する。（窓口対応専門職員の派遣）

隔週水曜日 午後3時～午後5時

② 消費生活センターとの情報交換会

消費者保護のために鹿児島県消費生活センター、鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い、相互に連携し悪質商法等の被害防止に努める。

5. 広報部所管事業

会則第63条

- (1) 会報の編集及び発行に関する事項
- (2) 広報活動に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士制度の広報

① 会報の発行

司法書士制度、司法書士の業務及び本会の事業を広報することを目的として、企画・情報収集に努め、充実した会報を年2回発行する。

② ホームページの管理及び充実

ホームページを利用して、市民が司法書士にアクセスしやすくなるよう、各種相談会・法律教室等イベントに関する最新情報を提供する。また、会員専用ページにおいては、通達等のデータベース及びソフト・書式等コンテンツの充実に努め、業務相談室の活用を図る。

③ 制度広報の充実

「法の日」無料法律・登記・税務相談については、従来どおり鹿児島県土地家屋調査士会及び南九州税理士会鹿児島県連合会との共催により、各支部の協力を得て実施する。

成年後見相談会を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部との共催により実施する。

また、報道機関向けに、司法書士制度への理解をより深めてもらうため、日頃の司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや本会事業への取材依頼を行っていく。

空き家等対策や所有者不明土地問題等において、司法書士が担う業務についての情報提供を行う。

そのほか、各種団体からの講師派遣依頼にも積極的に対応し、司法書士制度の広報につなげる。

(2) 法教育活動の実施

① 高校生のための消費者教育教室

鹿児島県高校教育課及び学事法制課の協力を得て、正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。また、派遣講師の選定においては各支部の協力を得ているが、選定が困難な場合に積極的に支援していく。

② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座へ講師派遣をして、法教育活動を行う。

6. 研修部所管事業

会則第64条

- (1) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (2) 研修に関する事項

【主な事業】

(1) 研修会の企画・運営

① 全体研修会

司法書士制度，司法書士の職責，倫理及び社会貢献に関する研修会

② 業務研修会

業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

③ 年次制研修会

日司連の「研修実施要領」に基づき単位会で実施する特定の会員向け研修会

④ ブロック別研修会

企画部総合研究委員会と連携し実施する研修会

委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし，委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

⑤ 入会5年以内会員向け研修会

新規入会者を対象に，実務上戸惑いがちな業務上の知識にポイントを絞り行う研修会

⑥ 新人研修会

新規登録（予定）者に，司法書士会の制度や司法書士制度に寄与することを目的とする研修会

⑦ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に，新規登録予定者を対象に実務を習得させることを目的とする研修（受講者は新規登録予定者の内，希望者のみ）

(2) 研修事業に関する企画・運営

① 充実した研修会の企画

会員のニーズに応えられるよう、時宜に適ったテーマ・講師による研修会を企画する。会場情報を集約し、より良い研修会会場の確保に努める。

② 研修参加の促進

「執行部だより」やホームページを利用し、開催される研修会の案内を行う。

日司連、九州ブロック協議会及び他の単位会等が主催する研修会の情報を提供することで会員の研修会参加の機会を拡充する。

「日司連 e ラーニングシステム」及び研修用DVDに関する情報の提供を行う。

履修単位の管理を行い、単位不足会員に対する通知等で研修参加促進を図る。

研 修 会 名	平成29年度予定	平成28年度実績
全体研修会	2回	2回
業務研修会	3回	3回
年次制研修会	2回（大島支部開催なし）	3回（大島支部開催あり）
ブロック別研修会	6ブロック	6ブロック
入会5年以内会員向け研修会	1回	1回
補助者研修会（※）	0回	1回
新人研修会	1回	1回
配属研修	未定	8名

※ 補助者研修会は、平成27年度より隔年で実施している。

平成29年度研修会予定

研 修 会 名	開 催 予 定 日
第1回全体研修会	平成29年 7月15日（土）
第1回業務研修会	平成29年 9月 9日（土）
第2回全体研修会	平成29年10月 予定
入会5年以内会員向け研修会	平成30年 1月 予定
第2回業務研修会	平成30年 2月 予定
第3回業務研修会	平成30年 3月 予定
年次制研修会（年2回）	日程未定

※ 具体的なテーマ、講師については未定である。



役員就任のご挨拶

事業担当副会長 田畑正明

平成29年度の定時総会において副会長に選任され、就任いたしましたので、ご挨拶申し上げます。

副会長としては3期目になりますが、業務分掌としては引き続き「事業」を担当し、企画・相談事業・広報・研修の各部の事業統括と調整を行なうこととなります。

司法書士を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、司法書士制度にとっても非常に重要なこのような時期に、副会長という役職を担わせていただくことに大きな責任を感じており、身の引き締まる思いです。

理事時代を含め10年の役員経験を活かし、常に会員の皆様方にとって必要な事業であるかという意識しながら、会務に携わって参ります。

微力ではありますが、上前田会長を全力で補佐し、各事業部の担当理事と連絡を密に取って最大限の力を発揮してもらえるよう精一杯努めて参りますので、皆様の暖かいご支援とご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

総務担当副会長 日高千博

このたび、定時総会において選任され副会長に就任いたしましたので、就任の御挨拶を申し上げます。

矢継ぎ早に行われる法改正や法定相続情報証明制度の運用の開始など、司法書士を取り巻く環境は著しい早さで変化しています。それに伴い地方公共団体をはじめ、関係諸団体からの司法書士に対する要請も拡大しています。

完全オンライン化の要請、規約等の整備及び法務局の移転に関連した事務局の移転問題等、総務部の課題は山積しています。

常務である情報提供をスムーズに行う等により、会員の皆様が執務に専念できる環境整備をさらに図っていきたいと考えております。

つきましては、誠に微力ではありますが会務に一意専心努力致す所存でございますので、格別の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

総務部長理事 加藤 久佳

この度、鹿児島県司法書士会の理事統投を拝命いたしました。

経済的な状況の影響もございます中、執務に関しても司法書士を取り巻く環境が大きく変わることが予想される今年度から次年度にかけ、会務に携わることの重要性と責任を感じつつ、本文をしたためております。

今以上の出来る限りの力をもって、職務に当たりたいと思っております。当方を取り巻く環境も年齢を重ねるとともに変動しております。当初理事に就任した当時の目標である配分良く生き、肉体、精神を適度に緊張させ、過度に緊張させないという状況からは遠い位置にいるように感じる現在ですが、誠意をもって会員の皆様のお役に立てるよう会務に当たる所存でございます。

今後とも、御指導ならびに御鞭撻賜りますよう御願いたします。



役員就任のご挨拶

経理部長理事 宮内 達郎

経理担当理事として、3期目となります鹿児島支部の宮内です。

1期目は、財務諸表その他の決算・予算関係書類について内容を把握し、当会が会則第70条の規定により、公益会計基準に基づく計算書類を作成しなければならないとされていることから、公益会計基準に照らし修正すべき点については、修正を行いました。

2期目は、全員出席総会への移行について協議する、会則等改正検討委員会の一員となり、会則・支部交付金規約・旅費規則その他規程の変更や会費減免規約の制定に携わりました。

今期は、当会にとって大きな課題である、法務局移転に伴う事務局移転について、状況をよく

把握したいと思います。

又、当会の収支の状況についてですが、3期前・2期前の年度において、会員数の減少に伴う会費の減少が大きな要因で、2期連続して単年度収支が赤字となり、2期前においては、正味財産も前年度から減少することとなりました。しかし、前期は一転、会員数の大幅な増加により黒字化いたしました。収支の状況については、今後とも注視していきたいと思っております。

2年間宜しくお願い致します。



役員就任のご挨拶

企画部長理事 中村直康

先の定時総会において、理事に選任され、その後の理事会にて部長理事を拝命することになりました。

企画部の担当事業として「総合研究委員会における事業」「小学生の法律教室」「鹿児島県司法書士会調停センターの運営」「裁判業務受託推進」をあげておりますが、これらを柱としつつ、昨今の規制緩和や情報技術の飛躍的な発展に伴う、執務環境の変化に対応できるよう事業執行に努めて参る所存です。

具体的には、総合研究委員会に「相談技法研究部会」を設置し、AIにはない、人間力を養うためのトレーニング等を研究する予定です。裁判業務受託推進に関しまして、昨年度に引き続き、一般民事事件分野の裁判業務の受託推進に向けて方策の検討を続けて参ります。

また、昨年度より活発な動きとなっております空き家・所有者不明土地問題についても関係機関と連携し、積極的に対応して参ります。

以上、事業の一部を簡単にご紹介させていただきましたが、どの事業も司法書士制度発展のための重要な事業と認識しており精一杯努めて参りたいと考えております。

企画部事業に関しまして、より一層のご鞭撻ご協力の程を賜りますようお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

企画部担当理事 森 邦也

平成29年度の定時総会において理事に選任され、企画部担当理事を拝命致しました鹿児島支部の森邦也と申します。理事としては2期目となります。これから2年間、中村直康部長のもと全力で会務に臨みますのでよろしくお願いいたします。

企画部所轄事業は、司法書士制度に関連する分野についての研究・調査機関（シンクタンク）としての総合研究委員会、「小学校の法律教室」の企画・開催を通じて法教育の推進を行なうと同時に制度広報の役割も果たしている法教育推進委員会、調停センターの運営をサポートし、裁判外紛争解決手続の普及を促進するADR委員会があり、多くの会員の方々に各委員会の委員や参与としてご参加、ご活躍いただいております。我々理事も委員、参与の皆様とともに頑張っていきたいと思っております。

また企画部は簡易裁判所との意見交換会や空き家・所有者不明土地問題への対応なども行っており、外部団体との意見交換などで得た情報を会員の皆様へ還元する役割を果たしています。

会員の皆様におかれましては、企画部の活動にご理解いただき、ぜひともご協力いただけたら幸いに存じます。



役員就任のご挨拶

相談事業部長理事 三角悦久

平成29年度定時総会において理事に選任されました三角悦久と申します。昨年度に引き続き相談事業部を担当させていただくことになりました。

平成27年の定時総会で理事を拝命してから早いものでもう2年が過ぎました。初めて理事を務めさせていただき、わからないことだらけではありましたが、多くのことを学ばせていただいた2年間であったと感じます。

2年を振り返ると、口永良部の噴火や熊本地震など大きな災害が発生しました。また、空き家問題など新たな問題がクローズアップされています。相談事業部としては、災害や新たな問題に対して迅速な相談体制を構築し、市民の皆様方の権利擁護に努めて参りたいと存じます。

今年度からは、相談事業部部長として理事を務めさせていただきます。至らぬ点多いかと存じますが、会員の皆様方のご協力の程を賜りますようお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

相談事業部担当理事 新丸 和 博

平成29年度の定時総会において理事に選任いただきました、大隅支部の新丸和博と申します。相談事業部を担当させていただきます。

私は、司法書士登録が平成23年であり司法書士としての経験もまだまだ浅く、理事という大役を務めさせていただくことには時期尚早の感もあります。しかしながら、選任いただきました以上は全力で会務に臨んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、相談事業部の中心的な事業は、各種相談会の企画・運営であり、具体的には、総合相談センター、大隅地区相談センター及び南大隅地区相談センターの運営や、司法過疎地域での巡回相談会、甑島での定例相談会の開催をしております。私も、これまで大隅地区相談センター及び南大隅地区相談センターの一相談員として携わってまいりましたが、これらは、司法アクセスの拡充を担う重要な事業であると認識しております。消費者問題や相続問題、空き家・所有者不明土地問題への対応など、市民の法的需要は引き続き多く存在するものと思いますが、市民の皆様が司法サービスを受けられる機会のより一層の充実を図るべく、担当理事として精一杯努めてまいります。

最後になりましたが、相談事業部の事業執行には、とりわけ会員の皆様のご協力が必要不可欠であります。つきましては、今後とも皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



役員就任のご挨拶

広報部長理事 池田 浩明

平成29年度定時総会にて、理事に選任いただき広報担当となりましたので、ご挨拶申し上げます。広報担当は2期目ですが、一朝一夕には効果の見えない広報の難しさを感じながらも、一生懸命取り組んでまいりたいと考えておりますので、宜しく願いいたします。

広報部の事業は、今見ていただいている会報の企画・制作をはじめ法の日の無料法律・登記・税務相談、高校生のための消費者教育教室やその他講師派遣など制度広報として様々な事業を行っています。特に相談会の会場手配、相談員・講師役など、広報担当だけでは実施できない事業も多く、会員皆様のご協力は不可欠です。

また、身近な発信ツールであるホームページの運営については、相談会案内の更新、法定相続情報証明制度のようなタイムリーな新制度の案内など対外的な情報発信のほか対内的にも会員専用サイト内のデータベース、書式集、業務相談室などを随時更新しています。会員にとっても有益な情報を提供していますので、是非、ご利用ください。

ご紹介したように広報事業は、他の事業と比べると会員の皆様のご協力をいただかなければ遂行できない事業が多くあります。日々の業務も司法書士という制度広報に繋がるわけですが、是非、広報部の各種事業に対しても会員皆様のご理解ご協力を今後とも宜しく願いいたします。



役員就任のご挨拶

広報部担当理事 福田 英人

平成29年度の定時総会において理事に選任され、広報部担当理事を拝命致しました霧島支部の福田英人と申します。年齢は今年で41歳、司法書士としては今年の4月で8周年を迎えたばかりの若輩者ですが、これから2年間、池田浩明部長のもと全力で会務に臨みますのでよろしく願いいたします。

全国的に登記事件が減少し、また遠くない将来人工知能に取って代わられるとの見通しもある中、我々司法書士にとっては、もっとその権能を社会に対しPRすることが不可欠であると考えます。

ホームページや各種パンフレット、新聞・自治体広報誌への露出など、既存の媒体をより一層活用しつつ、司法書士制度をPRすべく、若輩者なりのアイデアを出していきたいと思っています。また、「法の日」無料法律・登記・税務相談や高校生のための消費者教育教室については、諸先輩方が連綿と続けてこられた事業ですので、対外広報につなげるべくより良い事業にしていきたいと思います。

広報担当として、会の事業に精通し、それを対外・対内に発信するため精進致します。会員の皆様におかれましても、なにとぞご協力ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

研修部長理事 中村 祐貴

この度、研修部理事として、2期目を担当させていただくこととなりました。

前は、初めて理事に就任し分からないことばかりで、どれほどのお役に立てたのか自信がありませんが、今回は2期目ですし、また部長理事の任を頂戴しましたので、いただいた役割に相応しい仕事ができるよう、精一杯努力してみようと思います。

さて、研修部は、研修会及び研修事業を企画・運営することが主な仕事で、全ての会員に12単位以上を取得していただくことを目標としています。

そのために、魅力ある研修テーマや講師の選定に努めるのはもちろんですが、今期2年間は、会員の皆様に、研修にもっと興味を持っていただけるよう、そして進んで研修を受講していただけるようにするため、研修会情報の提供方法の変更、研修資料の事前提供、eラーニングシステムの活用の推奨、研修体系そのものの再構成など、研修委員会のメンバーとともに、制度・運用面からの改善策も検討し、より良い研修制度の構築を目指していきたいと考えています。

微力ながらも、研修を通じて会員の皆様のお役に立てるよう精一杯務めて参りますので、研修部事業へのご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

研修部担当理事 内 田 雅 之

平成29年度の定時総会において理事に選任いただきました内田雅之と申します。これまでは相談事業部や消費者問題対策委員会の活動に携わってまいりましたが、今年度から2年間、研修部を担当させていただきます。分からないことだらけで不安もありますが、滞りのない事業執行ができるよう全力で取り組んでまいりたいと存じます。

研修部ではこれまで、会員の皆様に年間12単位以上の単位を取得していただくため、研修テーマや講師選定に工夫を凝らしてこられました。今年度も引き続き取得率90パーセントを目標に、より一層魅力ある研修が実施できるよう、会員の皆様のご意見を伺いながら、中村祐貴研修部長、研修委員会委員の皆様とともに取り組んでまいります。また、他会の研修などを参考にさせていただきながら、研修体系の見直しなども行っていきたいと考えております。会員の皆様におかれましては、研修会の受講やeラーニングの活用など研修単位の取得率向上にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。